

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○木原委員長 次に、阿部知子さん。

○阿部委員 立憲民主党の阿部知子です。

引き続き、皆さん、参議院での先議、そして何人かの委員の御質疑、大分煮詰まって論点も浮き上がっていることと思います。

私は、冒頭、小此木国家公安委員長に、今回、平成十二年に作られましたストーカー規制法、これまででは二回の改正、平成二十五年そして二十八年、いずれも議員立法という形で参議院が御尽力をいただいで、改正、出されております。今回初めて閣法という形で提出がありました。その主な理由は、最高裁判決でのGPSの取扱いなどもある。緊急に行わねばならなかったという背景がある。ことは存じておりますが、逆に言うと、閣法になったということの一つの大きな機会に政府を挙げて取り組んでいただくといいことで、大臣の決意を伺いたいと思います。

既に遡ること、お手元にございます、平成二十六年のいわゆる有識者の検討会議、警察庁が設け

られた有識者の検討会議では、多面的にこのストーカー規制法の在り方に関して論点が挙がってございます。これを踏まえて、今回も有識者会議がございましたけれども、私の拝見するところ、残念ながら、GPS規制、あるいは手紙などの取扱のツール、どんな手段でやっているかというところ。論点が絞られておりましたが、ストーカー規制そのものの在り方の、今、私は大きな飛躍点だと思えますので、大臣の御決意と、その方向性や課題意識について伺いたします。

○小此木国務大臣 冒頭にも申し上げましたけれども、二〇〇〇年、平成十二年の桶川事件等から議員提案として国会に提出されてこのストーカー規制法が成ったものというのには申すまでもないこととあります。

平成二十五年から二十六年にかけて開催されたストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会においては、ストーカー規制法によるストーカー行為等の規制を更に有効なものとするためにはどうすればよいかという方向性及び、ストーカー行為等の規制に限らず、どのような効果的な対策を行うことができるかという方向性から議論を行い、ストーカー行為等の規制の在り方や加害者対策の在り方、被害者等を支援するための取組について、幅広く提言が行われたものと承知しています。

昨年十月から本年一月にかけて開催されたストーカー行為等の規制等の在り方に関する有識者検討会においては、令和二年七月にされた最高裁判決を受けて、GPS機器等を利用した動静観察行

為に対する規制の在り方を中心に、早急に検討すべき論点に絞って検討がなされたものであるが、ストーカー事案の被害者の安全確保を図るため、ストーカー行為等の規制を更に有効なものとするという点では、前回の有識者検討会と問題意識は共通していると考えられます。

今回改めて政府として提出をさせていただきましたこの改正案、皆様に議論をいただいで成立をさせていただいて、被害者の、あるいはその関連する方々の不安をしっかりと取り除くために、委員長としても力を尽くしてまいりたいと存じます。

○阿部委員 小此木大臣は大変誠実な、正直な方ですから、逆に言うと、もう少し御自分の言葉で、今こまでいろいろ論議にあったことを、踏み込んでお話しただいてもいいのかなと、私は、あえて言えば思います。

規制の在り方、あるいは加害者の問題、被害者支援、今回のGPSと課題はありますが、大きな流れといたしましては、やはり加害者のある意味の支援ということがクローズアップされてきていると思えます。

もちろん被害者は保護し、その被害者の被害が繰り返されないために、そして被害者の持つ恐怖感を本当に終わらせるためには、加害者が執着しているその内在するものを捨てていただかないと、このストーカー行為というのは止まりません。そこで、被害者のためにも加害者支援が必要となってくるという構造をこれは取っていると思えます。また、加害者も、その行為を繰り返すということとは実はストーカー依存ですから、大変苦しいこ

とでもあります。執着が取れないということは、行動も制約されますし、本来の人生そのものの構築が難しくなるということでもあるので。

私は、実は、今回の質疑の中で、こうしたストーリーカーの加害者五百人余りに面接、面談を行ってこられたNPOヒューマニティの理事長の小早川さんという方を是非この場と呼んでいただきたいとお願いを申し上げます。しかし、この委員会では、参考人質疑ではありませんので、そうした方だけをお呼びするという前例がないということで承をいたしました。この五百人余りの加害者と会うという、本当にきつい、精神的に私は非常にきつい行為、きつかったろうことをやってくださった小早川さんの経験というのは、これからのストーリーカー規制に大変重要だと思います。

今日ここで聞くことができませんでしたので、小此木大臣にはお願いがありますが、是非、発表もされていますし、また、加害者を調査するといつても、内閣府が調査して、あるいは警察が調査して到底得られないような情報もそこにはたくさんございますので、何らかの手段でお目通し、お目もじをいただけたらと、これはお願いですので、お伝えをしておきます。

さて、次の質問に入らせていただきますが、被害者の側から見ますと何が一番望んでいることかということ、資料の二枚目を開けていただきますと、お手元の資料、これはつきまとい被害に関する実態調査、先ほど来御紹介のあるプロジェクトの「ストップ！つきまといプロジェクト」調査チームの結果であります。被害者の皆さんの希

望する取組の一位は警察の相談体制の拡充、これが三八・八%。もちろん警察以外の相談体制も実は重要なのですが、まず今一番直近である警察の相談体制の拡充というところが三八・八%に上っております。

では、現在でも二十万件発生しているストーリーカー事案でございますが、警察での相談体制の拡充ということについては、例えばストーリーカー事案に特化した警察の相談窓口はあるのだろうか、あるいは関係する警察官の増員、特に女性警察官の増員はどうか、さらには、先ほど西村委員もお尋ねですが、加害者が相談できる体制はあるのかどうか。この二十年を俯瞰して、今、国家公安委員長として警察を預かられる大臣のこの拡充の方向あるいは拡充の経緯などについて御答弁をお願いします。

○小此木国務大臣 これは例えば京都府警においてなんですが、ストーリーカー事案に特化した相談窓口としてストーリーカー相談支援センターを設置しておりますが、これは都道府県警察の実情に応じて設置しているものと承知しています。

ストーリーカー被害者からの相談については、特定の窓口に限らず、警察本部や警察署の担当課、警察署の当直、交番、駐在所等の様々な部署に寄せられることから、いかなる部署に相談が寄せられた場合であっても適切に対応できる体制を整備することが重要であると認識しています。

このため、警察では、ストーリーカー被害者等からの相談に対応する者については専門的能力の向上を図るべく研修を行っているほか、被害者等から

の相談に適切に対応できるよう、被害者の意思決定支援手続及び危険性判断チェック票を導入しているところであります。

さらに、被害者等のプライバシー保護の必要性が高い事案の特性等に鑑み、被害者等の負担を軽減し、二次被害を与えないよう、女性警察官による相談を配慮しているところと承知しています。

また、ストーリーカー事案等の人身安全関連事案対策の体制強化を図るため、平成二十七年から平成二十九年度にかけて全国で千七百人の地方警察官の増員を行っているところであります。

一方、加害者や加害者家族からの相談に関する周知についてですが、例えば岐阜県警察及び神奈川県警察において、ストーリーカー行為をしまつた方またその家族の方へと題して、最寄りの警察署に相談するよう、周知していると承知しております。

引き続き、加害者や加害者家族の悩みに対しても適切に対応するため、積極的な周知が行われるよう、警察を指導してまいります。よい事例はやはり横に展開していくことも必要であると考えます。

○阿部委員 三点にわたる御答弁、ありがとうございます。

窓口は、恐らく京都府警、私も調べましたが、ちよつとこれ以外には見つかりません。もつともつと、やはりストーリーカー事案が相談できるということが明示されたような窓口というのは私は必要だと思えます。

大臣は同時にDV防止法等々も国家公安委員長

としては関与なさると思うんですけども、DV防止法については様々なポスターがあったり、普及啓発のポリュームが違います。ストーカー事案は一体どこに相談するのか。男女共同参画局が扱ういわゆる女性センターのようなところなのか、それから婦人相談所なのか、警察なのか。いろいろあるんですけども、でも、ストーカー事案ということで本当に安心して相談できる体制というのはまだまだ私は警察においても明示されていないと思います。

これは是非、もちろん併任されても構いません。ただ、ストーカー事案はここに行けばいいんだと分かるような形でお願いたいですし、千七百人の増員、とても前向きなことと思います。もし分かればですが、このうち何人、女性警官であるのか。私は、実はストーカーとかDVもそうですが、ここはあくまでもジェンダーの問題があると思います。相談しやすい体制。後ろから答えが来たようなので、千七百人中、女性警察官はどのくらいでしょう。

もう一つだけ、併せて申し上げます。加害者の相談窓口が、掲示とかそういうアナウンス、加害者も相談できますよというのは、おっしゃったように岐阜と神奈川。これもほかにはないと思います。是非、全国津々浦々、普及をしていただきたい。

では、二番目のお答えだけいただきます。
○小此木国務大臣 余りこれは私見ばかり述べちゃいけないかもしれませんが、まず、その数はまだ把握していません、正確なもの。

ストーカー行為あるいは性的嫌がらせとかDV、様々な例示が挙げられましたけれども、どのような相談を受けるかというのは、果たして女性がいいのか男性がいいのかというのは事案によっても異なるかなと思います。性的嫌がらせなどというのは、特に今、女性の駆け込みが多いというような事案があつて、女性の警察官に相談体制の環境を整えるようになってきたと思いますが、それはまだまだ足りないという問題を指摘される方も多い。ストーカー行為の相談というのが、果たして、例えば女性の警察官がいいんだろうかという問題意識は私自身は持っていますし、もうちょっと研究をしていかなければいけないとも思っています。

よろしいでしょうか。
○阿部委員 余りにも男女比が違い過ぎるんです。男性ばかりなの、相談に行っても、申し訳ありませんが。だから、女性を増やして。おっしゃるように、男性の警察官が大変頼りになるところもあります。同時に、相談しづらいところもありますから。日本はジェンダーギャップが余りにも大き過ぎるんです。そこをせめて、こうした事案に関わる窓口では意識を持って対応していただければと思います。よろしくお願いします。

さて、今申し上げました警察以外にも、例えばストーカー事案の相談体制については、これも資料の二枚目を見ていただきますと、いわゆる加害者との関係のところで区分で、学校や大学の関係者とか職場やバイト先の関係者が加害者である場合も、この調査で見る限り、もう四〇%くらい

ございます。そうなってくると、実は、身近な学校でのカウンセリングとか職場でのカウンセリング体制も強化して、もちろん、一方で、警察のストーカー窓口があつて、そこが絶えず連携してくださるということが非常に重要だと思います。

これは内閣府の方の政務官にお伺いいたしますが、こうした他の、例えば職場、学校、自治体窓口、これは西村委員も聞かれました、そういうものとのトータルな連携、そして一方での、学校だつて、例えばバウハラ、セクハラの相談というのは比較的學生にも伝わっています、でも、オーブンしてみたらストーカー事案が多かったと矢田さんが参議院で言っておられました、こういう実際の生活の場での、職場、学校等々での窓口の充実や、自治体、警察との連携の進め方についてお願いいたします。

○吉川大臣政務官 まず、内閣府といたしましては、ストーカー総合対策及び第四次男女共同計画基本計画を踏まえまして、被害者ニーズに対応し、切れ目なく適切に効果的な支援を行うことができよう、ストーカー被害者支援マニュアルを策定しております。これは平成二十九年の十二月というところでございますが、この配付先といたしまして、委員御指摘のとおり、大学、短大、さらには、もちろん地方公共団体等に配付をさせていただいているところでございます。

先ほどもお答えさせていただいたとおりでございますが、地方公共団体に関しては、内閣府として、様々、このマニュアルを配付してその後どうなのかというアプローチが今後必要かと思つてお

りますが、大学ですとかそういう一般的なちよつと大きいところの職場等、こういうところは本当に内閣府だけでこれができるのかどうか、今ちよつと即答しかねますので、様々な形で連携をしながら検討していきたいと思えます。

○阿部委員 そのために各省庁の連絡協議会も必要なわけで、これをちゃんとワークさせるのが内閣府の役割です。文科省にも厚生労働省にもお願いをして、身近なところでも早くに相談していただくことによって加害行為も早期に止められる場合も多くありますから、是非そのためのヘッドクォーターの内閣府の役割を果たしていただきたいと思えます。

引き続き、ここで希望する取り組み、再び戻らせていただきますが、多く挙げられているのが、一次避難が可能なシェルターの充実、あるいは、被害者の居場所がなくなってしまうので、引越などの生活再建のための資金援助というのも一八・七。すなわち、この二つを合わせれば、居場所をどこかに確保しなければ身の安全が保たれないという、もうぎりぎりの意識だと思えます。

被害者保護にこれまで準備されておるものというの、いわゆる婦人保護施設等々ですね。これは昔は売春防止法の範疇の中で、婦人の更生のための保護施設であったり、あるいは警察が確保しているとか借り上げたりしているウィークリーマンションなどの入所もあるようですが、しかし、圧倒的にこういうシェルターの充実というのが追いついていない。

そして、民間シェルターの活用をということも

言われておりますが、開けて資料の三枚目を見ていただきますと、民間シェルター先進的取組事例調査結果を見ていただくと、どこも、財政面も人的にもその他大変厳しいということが出てまいります。

これは厚生労働省政務官にお尋ねいたします。こういう実態を踏まえて、とにかく女性たちを緊急にも安心できる体制に置くということ、他の場面でも必要と思えますが、ここへの取組についてお願いいたします。

○大隈大臣政務官 お答えいたします。

婦人保護事業は、御承知のとおり、昭和三十一年に制定されました売春防止法に基づく事業として発足しております。その後、支援ニーズの多様化を踏まえまして、DV被害者あるいはストーカーの被害者も事業の対象として運用するなど、現に様々な困難に直面している女性の保護、支援に大きな役割を果たしております。

現在、婦人保護事業につきまして調査研究を実施しております、婦人相談員が抱える問題に対し専門性を発揮した上で相談対応できるよう、自治体に婦人相談員対象の研修の実施方法を示すとともに、平成二十九年度の調査では、女性が抱える問題が複雑化、多様化している中で、婦人保護事業における運用面の改善が十分に図られていない、また、売春防止法が根拠法であることが起因する制度的な課題が存在するということが分かってきております。

このため、平成三十年度には困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会というも

のを立ち上げまして、事業の在り方につきまして議論を行いました、婦人保護事業の運用面における見直し方針を取りまとめまして、婦人相談所、一時保護所等における携帯電話等の通信機器、これは使用制限が多くあったりするものから、そういう点での見直し。また、DV対応と児童虐待対応の児童相談所等の連携強化などの運用改善を図ってきたところでございます。

同年十月には中間取りまとめが取りまとめられまして、女性が抱える困難な問題は、売春防止法を根拠とした従来の枠組み、いわゆるこれは更生ということですよ、そういう点での対応が限界であり、法制度上も新たな枠組みの構築が必要であることが指摘されたところでございます。

厚生労働省といたしましては、民間事業者による若年被害女性等支援事業や、困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業を新たに開始するなど、この考えに沿った取組が進んでまいりますように、しっかりと取り組んでまいりたいと思えます。

○阿部委員 今、大隈政務官から御紹介がありました、婦人の保護、あるいは更正という言葉で言われているところの概念も、それから支援方法も変わってきているのだと思えます。

例えば、ストーカーで被害に遭って職場も辞めた、学校に行けない、住居を移る、もうこれは生活再建全体が必要となります。ソーシャルワーク機能も必要となりますし、本当に今その見直しの時期で、婦人保護事業と言われてきたものの現代における役割をしっかりと厚生労働省と内閣府、

さらには、警察庁とも連携しながら、警察庁が、例えば、今の婦人保護施設に御相談というか回している件数というか、実際に紹介しているのは年に数件、婦人保護施設はあれど使われてはおらないということ、双方に問題があるのかと思いませんから、引き続きお願いいたします。

さて、もうあと一問、できれば二問、お願いしたいですが、先ほど来問題になっております加害者のいわゆる治療や更生に関してでございます。

お聞きいただきまして四ページの資料、これは、警察庁の調査、ストーリー加害者に対する精神医学的・心理的アプローチに関する調査研究報告書の中で、いろいろ調査されたときの三つの協力機関のパターンですね。どんなところで加害者の治療あるいは更生の協力をお願いしているか、ほっとステーションというのは、精神科のデイケア等々の病院、精神保健福祉士さんもおられる。あるいは、男女問題解決支援センター、これは主には、心理士さん、弁護士さん等々。ヒューマニティ、これは先ほど御紹介した小早川さんがやっておられるNPO法人、各々、その特性と、また支援の在り方もあるわけですが、私が拝見すると、このいずれもが充実していただきたいし、特に、ここで問題になっている医療との連携というところは、まだまだ現状では予算も執行されておらないし、そのことは先ほど小此木大臣が御答弁であります。その結果かどうか分かりませんが、実はこのほつとステーションというのは北海道でございます。もう一枚開けていただきますと、加害者アプローチ実施状況一覧というのを各県警ごとに区分して

いただいたもの、これは先ほど西村委員もお示しであったかと思えますけれども、これを見ると、非常に地域差があつて、小此木大臣も言われたように、働きかけのアプローチが多いのは、北海道、静岡、福岡などありますが、他は一桁のところもございます。

これが、何によつてこの差が生まれているのか、私が想像したのは、例えば、北海道では、ほつとステーションとかがあつて、より緊密に加害者の方を治療に誘導というか、しやすい体制が、働きかけやすいことがあるのではないかと思えますが、この地域差は、大臣はどう御覧になっていきますか。

○小此木国務大臣 委員の言われることも理解できますけれども、都道府県警察によつて働きかけ件数に差が生じている要因は必ずしも明らかではないものの、例えば、北海道警察では、警察が受診を働きかけたストーリー加害者を受け入れる地域の精神科医療機関等が増加したことで、働きかけを行った者の受入先が増加したことが働きかけ件数の多さの一つの要因と考えます。

また、福岡県警においては、平成三十年に、一般社団法人福岡県精神保健福祉士協会と協定を締結したことで、地域の精神科医療機関等において働きかけを行った者の受入れが円滑に行われるようになったことが働きかけ件数の多さの一つの要因と考えられます。

こうした取組について、各都道府県警と情報共有を図り、受診の働きかけや地域の精神科医療機関との連携が一層推進されるよう、警察を指導してまいりたいと存じます。

○阿部委員 最後は質問になりませんが、お伝えをさせていただきます。

精神科を受診していただくのに際して、今、警察官で働きかけをするだけでは、なかなか、取り締まる側の方に言われてもというところは加害者にもあろうかと思えます。この働きかけについて、どの段階で行うかで、最後の資料六枚目で、いわゆる禁止命令や警告を出す段階において、現行法を防止するために必要な事項のところ、加害者に対する精神医学的、心理学的手法によるカウンセリングや治療を勧めるということを組み込んでやっていただきたい。これは別に法律ではありませんから、再発防止のためにやらねばいけないところに治療的働きかけということを組み込んで、各種機関と連携していただきたいと思えます。以上です。終わらせていただきます。